

一方、高齢化が進むと、先ほど来の認知症によりいるんな介護サービスが必要でも契約ができないといったケース、虐待等のケース、こういうのがございますので、そういう意味では、新たに司法との連携を含めたネットワークの構築が求められていくところでございます。

この二つでございますが、新たに地域連携ネットワークというものをそのためにつくるといふ必要がなく、例えば地域包括ケアシステムができていくところにこの司法との連携を加えていくやっただことも想定されますし、実際にそういうやり方をしているところもあるというふうに承知をしてございます。

それで、不正予防、不正防止といったこととの関係で申しますと、地域連携ネットワーク自体は直接に、不正防止を直接の目的としておるものというわけではございませんが、効果として不正行為の防止に資する面があると考えてございます。具体的に申しますと、先ほど御紹介がございましたが、不正事案には、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースも少なくないというふうに承知してございます。

地域連携ネットワーク、チームでの見守り体制といったものが整備されますれば、親族後見人等が孤立することなく日常的に相談を受けられるという体制が整備され、不正の発生が未然に防

れる効果も期待をされますし、仮に親族後見人等が経済的な虐待、横領等の不正行為に及んだという場合であっても、兆候を早期に把握するといったことが可能になると考えてございます。その時点で、家裁、家庭裁判所等と連携をして適切な対応を取り、被害を最小限に食い止めるということも期待ができるものと考えてございます。

○石井苗子君 質問は終わりますけれども、この地域連携ネットワークというのは二十九年の三月にできたばかりなんです。まだ地域の利用としては完成したものはなっていないんですが、是非、これからの人口動態の変化に基づいて地域の連携を強めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。大臣も、また委員会の皆さんも大変お疲れさまでございます。

昨日、後半戦の投票目を迎えました今度の一斉地方選挙でも、被災地で多くの被災者の皆さんが生活再建に懸命な努力をされながら、やっぱり大きな困難にぶつかっているということを皆さんお感じになられたんではないかと思ひます。これまでの枠を超えて、そうした被災者の皆さんの要求に本当に応えて実現をしていくという政治の責任

が問われているのではないかと私は思っております。その下で、資料をお配りいたしました。七月の西日本豪雨から十か月がたとうとしていまますけれども、倉敷市の真備の状況についてお尋ねをしたと思ひます。

一枚目の資料は国土地理院の浸水推定図で、すけれども、これハザードマップとほぼ一致する。浸水深が一番深いところで五・八メートルで、ほとんどのおうちが二階まで水没いたしました。つまり、ハザードマップで予見していたのにもかかわらず、被害が防げなかったという痛恨の教訓を私たちが学ばなきゃいけないわけですね。

資料を一枚飛ばしまして、三枚目は岡山県に作つていただいた資料ですけれども、真ん中に黒く写っているのが氾濫した小田川です。その支川として、眞管理の河川が破壊もし、氾濫もしたわけですが、その下で五十一名亡くなられた方の御自宅の位置をこの黒丸で示しているわけですね。ほぼ九割の方が六十五歳以上の高齢者でした。二階建てのおうちだったのに、一階で溺死、水死をされたという方々がたくさんいらっしゃいました。せめて二階や屋根へ避難の支援ができていけば、そもそも堤防が決壊をしなけば、これは本当に痛恨の思ひがするのですが。

昨年十一月に災害対策特別委員会、これは山

本大臣に、住民に開かれた科学的な検証、縦割り
を排した流域全体の総合的な検証が必要ではない
かと、そうでなければ住民が安心して元の生活に
戻ることはできないじゃないか、住まいを再建す
るといふことだつてできないじゃないかと問うた
わけです。

今日は石井国土交通大臣にお尋ねをしたいと思います
うんですけれども、配ればよかつたんですが、お
手元にはありませんが、倉敷市が住まいの再建に
関するアンケート調査を行いました。大臣御存じ
かと思いますが、三千三百三十六の方が
回答をしておられて、持家の方がたくさんい
らっしゃるんですね。その多くの方が、自宅を建
て替えて住みたい、自宅を修繕して住みたいと
つまり真備に戻りたいといふふうにおっしゃつて
いるんだけれども、一方で、堤防の強化、小田川
の付け替えなどの進み具合というのが住まいの再
建に向けた課題だと答えた方が二千百二十七人も
いらつしやるんですね。

ここにも私たちが政治の責任ということが示され
ていると思つていますが、この災害の検証、それが
ら今後どうするかについて、国交大臣、どんな御
認識でしょうか。

○国務大臣（石井啓一君） 今回の岡山、昨年の
七月豪雨の岡山真備町の被災につきましては、
本川の高梁川の水位が上昇して、それが支川の小

田川に影響して、いわゆるバックウォーター現象
と言われる現象によりまして小田川が破壊をして
これだけの大きな被害が生じたといふふうに認識
をしてございます。

この状況を踏まえまして、昨年の年末に政府で
策定をいたしました防災・減災、国土強靱化のた
めの三か年緊急対策におきましては、同様の被害
を防ぐために、全国の河川の点検をいたしまして、
同様の被害を防ぐような対策を今後講じていく予
定でございます。

○仁比聡平君 その緊急三か年対策も背景にしな
がらといふんでしようが、資料の四枚目に、高梁
川水系大規模氾濫時の減災対策協議会、これを拡
大再編するといふ取組が今行われておまして、
その政府資料の中から趣旨の部分をお配りをいた
しました。

この減災対策協議会の拡大再編といふのはどう
いう趣旨なのか。元々、今大臣お話をしました
けれども、高梁川本川が急激に増水して小田川の
バックウォーターを生んだと。その大きな主因と
して、上流域に十四、ダムがあるんですけれども、
成羽川ダム、あるいは岡山県が管理する河本ダム
などの異常放流、これが高梁川本川の急激な増水
につながつた、そのことによつて逃げ遅れるとい
う事態が起つたんではないか。加えて、大きな

おうちが壊される、流失させられるなどの被害も
広がつたのではないかとという問題意識の下に、例
えば総社の市長さん始め流域の自治体の首長さん
たちがこのダム管理に関する協議会、これつくる
べきだと求めていたんですね。私、それに添える
ものにこの拡大再編をしていかなきゃいけないと
思つてんですが、国交大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（石井啓一君） 従来も、例えはこの
減災対策協議会等で議論しながらいわゆる水害タ
ムラインの作成等を進めていたと思ひますけれ
ども、昨年の被害の状況を踏まえまして、ダムの
放流状況など様々な情報に関係機関が迅速に共有
し、適切な住民避難につなげるような、そいつ
た新たなタイムラインの作成にも着手している
と承知をしております。

そういった今後のこの高梁川水系のハード、ソ
フト対策を組み合わせた防災・減災対策を協議す
るといふ趣旨で新たに拡大再編をされたものだとい
うふうに承知をしております。

○仁比聡平君 この減災対策協議会の拡大再編の
趣旨といふのはとても重いものがあるんじゃない
かと私は思つて大臣にわざわざ御答弁をいただい
ているんですけれども、ちよつとはつきりしない
んですね。これ、大臣、あれですよね、ダム管理者、つま
り中国電力、県営ダムについてはもちろん岡山県

ですけれども、中国電力をこの新たな構成機関として加え、本協議会を拡大再編するということに
なつたど、この趣旨そのものにそう書いてありま
すが、これは、発電ダムである新成羽川ダム、こ
れも河川法に基づいて国が権限をお持ちなわけ
ですが、この防災・減災という観点でしつかりとコ
ントロールしていかなきやいけないという問題意
識に基づいているものであるはずなんですネ。
加えて、その協議会の議事録などにも出てきま
すけれども、これまで、確かに減災対策協議会と
いうのはこれまでもほかの川でも置かれていまし
ただけども、それは国直轄管理の部分や県管理の
部分、そういうのが別々に行われてきたのであつ
て、高梁川の水系全体を、県管理も国直轄部分も
それからダムの管理者も、これ、全部一緒に集ま
つて取り組むというのはこれが国で初めてこの
となんじやありませんか。
○政府参考人（塚原浩一君） お答え申し上げます
。昨年の七月豪雨により甚大な被害を受けました
高梁川流域におきましては、委員御指摘のような
問題意識もございまして、新たに発電用ダムであ
る新成羽川ダムなどの利水ダムの管理者も参画を
いたしましたして、高梁川水系の大規模氾濫時の減災
対策協議会を昨年十二月に開催をしております、
その中でダムの操作方法について議論しております

す。御指摘のように、これは日本で、我が国では
初めての試みだというふうに認識をしております。
また、中国電力株式会社におきましても、学識
経験者や河川管理者等から成ります技術検討会を
本年一月に設置をしております、利水ダムでこ
ざいますのでダム構造上の制約等はございますけ
れども、そういったものを踏まえて、本来治水機
能を持たない発電用の新成羽川ダムにおけます治
水を目的とした事前放流等の実施可能性の検討を
行っているところでございます。
今後、その検討結果を減災対策協議会でも議論
をした上で、事前放流が実施可能な場合には本年
梅雨時期から実行に移してまいりたいというふう
に聞いております。
○仁比聡平君 今局長から御答弁あつたように、
極めて重要な、しかも初めての取組なんですネ。
これを被災者の立場に立つて流域全体を総合的に
検証して、今御答弁の中にあつた事前放流、ある
いは避難に結び付くタイムラインというものに結
び付けていくと。必要なハードの河川整備はもち
ろん進めていくことが私、とても大事だと思
うんですネ。
そこで、もう一度その拡大再編の趣旨、御覧い
ただけたらと思つてますが、なぜこういう初めて
の取組をするのかと。高梁川水系では、この豪雨
災害において、それぞれの地域における災害時の

降雨や河川の水位、ダムの放流状況、避難指示等
の防災情報の提供の仕方やタイムズ、これまで
公表しているハザードマップなどが、住民的確
かつ迅速な避難行動や社会経済被害の最小化、公
共交通機関の運行見合わせや道路の交通規制など
に結び付けていたのかなど、地域の安全、安心な
暮らしを守る上で、新たな課題が明らかとなりま
したとあるわけですね。
これ、つまり、今読み上げたような要素が結び
付いていなかったということをしつかり自覚して、
その総括の上に立つて、徹底した検証の上で対策
を立てていかなきやいけないという趣旨だと思
うんです。
次のページに、資料のページに、今局長から御
答弁のあつたタイムラインについてどんな考え方
で取り組むのかというのが右下の方にあります。
多機関連携型のタイムラインを検討し運用してい
くという方向なんですから、その上に趣旨があ
ります。河川の上下流や本支川間では、ダムの
放流状況や流域に降る降雨の状況により、河川水
位の上昇、下降に時間差が生じます。
いや、これそのとおりですけども、これ、今
回の西日本豪雨を経験をしなくても、そんなこと
当たり前じやないかと私は思つてますが、局長、
いかがですか。
○政府参考人（塚原浩一君） お答え申し上げま

す。今回の豪雨被害を受けて、様々な検証を実施しておりますけれども、その中で、例えば流域の自治体の皆様方からは、ダム放流量は、これは操作ルールに基づきまして情報は流れていただけなんですけれども、ダムの放流量だけでは、それが河川の水位にどのような影響を及ぼすのかといったことに十分リアルに認識を持つことがなかなか難しい面があるといったような、こういった御指摘がございまして、そういったことを踏まえて、今回、ダムの管理者なども含めた形で、こういったタイムライン、事前の防災行動計画のようなものを作りと作っていく必要があるというふうな認識を持つたということでございます。

○仁比聡平君 あたかも関係自治体とかあるいはダム管理者とか、あるいは今回、報道機関とか交通事業者もこの検討会に参画をさせていただいているわけなんです。そういう関係機関の側が理解が不十分であるかのような表現に聞こえるんですよね。果たして本当にそうなのか。高梁川して聞かれなきやいけないと思っております。

先ほど来局長も御答弁になつている新成羽川ダムあるいは河本ダムの異常放流は、昨年七月の六日の夕方から急激に行われるようになりました。

経過でちょっと皆さん思い起こしていただくと、気象庁が、これは大変な豪雨になると、これ災害が起こるといふことで警鐘を乱打したのが七月五日なんです。その翌日、七月の六日の十六時頃から驟状降水がこの高梁川流域にずっと掛かって、ここから急激に、ダムの流入量とそれから放流量が急激に増えていくわけですよ。

この新成羽川ダムのグラフを見ますと、十六時頃から流入量が急増して、その後、十九時には高梁川本川に合流する地点で危険氾濫水位を超えて、二十時頃には毎秒千二百トンを超えるという放流になる。二十二時半には毎秒二千トンを超える放流になる。新成羽川ダムは、最大放流量にその夜中二十二時半頃に達して、それから翌日のお昼頃までずっとそれだけ放流し続けるんですね。

この新成羽川ダムの異常放流といいますか、ただし書操作、これを国交省が知ったのはいつかと、十一月の委員会で聞きました。それまでずっと御答弁にならなかつただけけれども、初めて十七時〇二分のことですと答弁をされたんです。私、今度の質問に当たって、更に驚いたのは、小田川の管理の問題として、委員会に資料が配られてい んですが、河川事務所が最初に自治体に対してするホットラインを発したのは二十時三十八分なんです。それも、小田川に、矢掛というところに水位観測所がありますが、この水位が避

難判断水位になつた。避難判断水位を超えて初めしたんじやありませんか。十七時二分には上流で自治体に避難判断水位を超えたよという連絡をしまして、七月の六日の十六時頃から驟状降水が始まっているということを知りながら、二十時三十八分、つまり四時間二十六分経過しているんですが、その間何にもやっていないんですよ。ありませんか。

○政府参考人(塚原浩一君) お答え申し上げます。新成羽川ダムの放流量が増加する旨につきましては、ダムの操作規程に基づきまして関係機関に通知がされておりました。御指摘のとおり、中国地方整備局の岡山河川国道事務所には七月六日の十七時〇二分にこの通知が参っております。通知を受けました岡山河川事務所におきましては、国が管理する高梁川、それから御指摘の小田川に設置をされた水位観測所の水位の上昇を注視をしております。それを踏まえて、水防法に基づき関係自治体への洪水予報の通知等を行うっております。それと併せまして、必要に応じてホットラインによって情報伝達を行ったところでございます。二十時三十八分にこの小田川の上流の矢掛の観測所の水位が避難判断水位を超過したことをもつてホットラインでこの旨を連絡したところでございます。

○仁比聡平君 いや、つまり、私が言っていると

おりじゃないですか。十七時二分に上流のダムが異常放流を始めた、そういう操作になる。しかも、気象状況を見れば、線状降水帯がそんなに簡単に動かないというのは分かっているわけじゃないですか。その下で、もしそれがずっと続いたら、その異常な降雨が続いたら、この数時間後には小田川との合流地点に急激な増水が起り得る。田川との合流地点に急激な増水が起り得ると。そうすると、小田川そのものも大変な降水量、降っているわけですから、流域には、そうすると、昭和四十七年災害を始めとして過去繰り返し経験してきたバックウオーターが起るといふのをこね想定するのが河川管理者の責任じゃないですか。

であれば、もしそうなら、十七時二分にそうした事態が上流ダムで起っているといふことが分かった時点で、例えば倉敷市に対して、これ深刻な事態になり得ると、もしかしたら小田川も破壊するかもしれない、異管理の今回破壊した高馬川や末畝川はそうなるかもしれない、だから早く避難をさせなきゃいけない、そういう連絡をする情報を共有するといふのは、これ、大臣、当然じゃないですか。

○国務大臣（石井啓一君） 今局長が答弁いたしましたとおり、七月の六日十七時二分に岡山河川の国工事事務所がダムの放流量が増加する旨の通知を受けています。通知を受けた岡山河川事務所では

水防法に基づき関係自治体へ洪水予報の通知等を行っておるわけでありますが、その点が、今委員も御指摘がありましたけれども、水位が上がる直前だったのではないかという御指摘もあります。そういったことも踏まえて、よく検証してしつかりと改善をしていきたいと考えております。やありませんか。

○仁比聡平君 よく検証すると、もちろんですよ。去年の七月に現象に起こってしまった。現象に真備では五十一名の方が、それから、高梁川流域です、ね、上流の新見から高梁市や総社市、そして倉敷、大きな被害が出ていますから、現象に起こってしまった被害ですから、それは取り返しが付かないですよ。そこから私たちが徹底してその要因を検証して絶対にこんなことが起こらないようにする。高梁川流域はもちろんですよ。この高梁川流域での減災対策協議会の拡大というのは初めての取組だから、ここに学んで全国の河川の徹底した検証と安全の対策を行わなければならぬと思いますよ。

大臣、確認ということになりますが、つまり、大臣がおっしゃった検証していかなきゃいけないというポイントは、上下流や本支川間で、ダムの放流状況や流域に係る降雨の状況によって、河川の水位の上昇、下降に時間差が生じる、だから、目の前では水位がまだ低いと思っけていても何時間後にはここは大きな急激な増水する可能性がある

と、やっぱりそういうことを想定して関係自治体を含めて避難行動につなげなきゃいけない、そういうシミュレーションをちゃんと河川管理者がやらなきゃいけない、ダム管理者なんかにはそれに協力してもらわなきゃいけないということなんじゃないですか。

○政府参考人（塚原浩一君） 回答申し上げます。昨年のお水を踏まえて、有識者の方々の検討委員会をつくりまして、そこで様々な検討を進めております。その中で、情報の出し方についても更に改善をする余地がある、必要であるといふことをおっしゃっていただいておりますので、そういったことを踏まえて、しつかりと情報の伝達の在り方、あるいはその情報の意味を事前から自治体、流域の皆様を知っていただく努力と、いうことをしつかりとしたいと思っております。また、観測の精度を上げるということも必要だと思います。例えば小田川、真備町におきましては、発災直後でございまして、洪水時に特化した簡易型の、危機管理型の水位計と申しておりますけれども、これを設置いたしました、そういったものを地元を含めて情報共有をする体制を取っております。こういった取組を全国に広めてまいりたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 今日、大臣も局長もそうした御答弁ぶりしかできないのかもしれないけれども、先ほどの三枚目の資料、県の提出いただいた資料をもう一回御覧いただきたいと思いますが、この小田川の、一番高梁川合流点近くに合流する未成川という川の左岸が決壊して、十二か所で十五人の方が亡くなりましたけれども、これ、七月七日の朝七時頃の話なんです。つまり、五日の気象庁の警鐘、あるいは六日の夕方にダムの異常放流を河川管理者が知ったとき、そのときに避難が促せられていれば、この方々は亡くならなくて済んだでしょう。そこに痛恨の思いを持ってしつかりと対策を取っていただきたいと思えます。

七枚目の資料に、これ、私が発災後に小田川の左岸堤防が破堤した地点から小田川の中を撮ったものです。これ、御覧のとおり、ジャンガルになっているわけですね。小田川に架かっている橋よりも高い樹木があって、これ、平成二十九年の河川整備計画には樹林帯と書かれていて、こうした樹林化が流下を妨げるというふうに書いてある。ところが、これ災害が起こるまでこのままだったわけですよ。この後に言わば慌てて国交省の方で伐採をされました。今きれいになっていますけれども、これが再びジャンガルになっていくという事になったらとんでもないわけですが、これはどんなふうに取り組むんですか。

○政府参考人（塚原浩一君） 国が管理する河川におきましては、おおむね五か年の具体的な河川維持管理の内容を定めた維持管理計画等に基づきまして、樹木伐採等を含めた計画的な維持管理に取り組むこととしております。この中で、河川の流下能力について管理目標を設定いたしましたので、定量的に測量等により確認を行いますが、これを維持するよう必要な樹木伐採等を実施しております。

高梁川の維持管理計画におきまして、小田川では当面の管理目標として、河川整備計画を策定いたしました平成二十二年の流下能力を維持することとを目標としておりまして、これを踏まえまして、平成二十七年から五か年で約二十五ヘクタールの樹木を伐採する計画を立てまして、平成二十九年度までに約十五ヘクタールの樹木を伐採しております。

平成三十年三月時点におきましても、概略的な流下能力評価を行って、この管理目標を満足していることを確認しております。

一方で、今回、小田川におきまして災害がございましてので、小田川におきまして災害後緊急的に治水安全度の向上を図るために樹木の伐採を実施しております。また、伐採した樹木の再繁茂につきましても対策が必要というふうに考えておりますので、これにつきまして、河川内の状況を

○仁比聡平君 元々この河川敷というのは山ぼなどに使われていて、その当時は当然こんな山になったり森になったりはしなかったんですよ。これをグラウンドなどの使用で、言ってみれば住民管理で維持しているということになるわけで、これ、小田川の教訓を全国の河川にしっかりと生かす必要があると思えます。

大臣、この河道確保、それから大臣が被災直後地元でお約束された、小田川の付け替えを五年以内に完了するんだと、そこに向けて県の管理の支川も五年間の激特事業で集中整備するといふふうに聞いていますけれども、事業の途中、これ五年で集中して整備必ずしてもらいたいと思えます。その上で、事業の完成するまでの間はこれ一体どう取り組むか、再度災害防止のためにはどう

また、今般 伐採を実施をいたしました河川敷につきまして、公園やあるいは牧草地などとして地域の皆様に活用していただくということによりまして再繁茂を抑制していくと、こういった取組につきまして地元倉敷市等とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、今般 伐採を実施をいたしました河川敷につきまして、公園やあるいは牧草地などとして地域の皆様に活用していただくということによりまして再繁茂を抑制していくと、こういった取組につきまして地元倉敷市等とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ねますか。

○国務大臣（石井啓一君） 本年の二月の八日に、倉敷市、岡山県、国の三者によりまして真備緊急治水対策プロジェクトを策定いたしまして、三月二十五日にはこのプロジェクトの役割分担や実施時期を定めた行動計画を決定いたしました。この中で、小田川合流点の付け替えはもちろんでありませうけれども、小田川の掘削、堤防強化、そして未次川、高馬川、真谷川の堤防かさ上げ、堤防強化などを実施することとしておりますが、これらについては順次効果を発現をいたします。

また、昨年八月から、地域の住民が水位状況をリアルタイムで確認できるよう、洪水時の観測に特化をいたしました。危機管理型の水位計を小田川とその支川に九か所新たに設置をいたしまして、関係機関への情報提供を開始をしております。今後も様々なソフト対策を実施していくこととしております。

この激特事業が完成するまでの間におきましては、これらソフト対策、ハード対策一体となりまして真備地区の防災・減災対策に取り組みでまいりたいと考えております。

○仁比聡平君 そうした取組はされながらですけども、小田川の付け替え、これ五年間で完了するであろうふうにおっしゃった、これの進捗にも、住民の皆さんの不安というのは、あるいは疑問と

いうのはこれたくさんあるんですよ。加えて、それが進まない限りは、もちろん土地はあるんだだけども、そこに自宅を再建するというのはこれも難しいと。やっぱりそれが現実だと思っんですけど、その下、ちょっと時間が限られてきましたけれども、被災者支援策についてお尋ねしたいと思います。

環境省に公費解体の取組、各被災自治体がいかに今取り組んでいるかについて資料を調べていただいておりますが、残念ながら多くの自治体で申請が一旦打ち切られているんですよ。私は、真備と同じように、迷っているんじゃないか、そしてこうした支援が必要な方、まだいらっしやるんじゃないか、置き去りにされているんじゃないかとも思います。

真備のある倉敷市でございますと、延長はされたけれども六月末ということ期限が一旦限られていくわけですが、これ、被災者のニーズがある限り支援を打ち切るべきではないと思っております、いかがですか。

○政府参考人（松澤裕君） お答え申し上げます。環境省では、市町村が実施いたします災害廃棄物の収集・運搬及び処分費用について、先生御指摘の公費解体、これも含めまして、災害等廃棄物処理事業費補助金による財政支援を行っております。

す。

被災した全壊家屋などの撤去に関しては、被災市町村の策定した復興計画などを踏まえて、市町村において通常一定の期限を設けているものと承知しております。

家屋の撤去の申請に際して悩んでいる被災者がおられるということも先生おっしゃられましたけれども、市町村から私ども伺っております。一方で、早期の復興を望む声もあるというふうに承知しております。

環境省といたしましては、被災市町村におきまして、被災者の声を聞きながら、そのニーズを聞きながら、適切に申請期限を設定してもらう、これは延長も含めてございませうけれども、そういったことも含めまして、現在の補助制度を最大限効果的に活用いたしまして、円滑な処理に、災害廃棄物の処理に向けて必要となる応援を実施していただきたいと考えております。

○仁比聡平君 自治体が被災者の声を本当に受け止めていくことができるように、今、環境省も、被災者に寄り添ってというお話ありました。是非そうした方向で柔軟に頑張ってもらいたいと思っております。

最後、一問、三原市、広島県の三原市が作っていただいた資料をお配りしています。

これ、自然斜面とか、裏山なんかですね、それ

から造成団地の擁壁やのり面などが壊れたときに、
 国交省が今既存で持っている補助策というのは、
 十メートル以上の屋じやなきや駄目だとか、十戸
 だとか五戸の被保全家屋がなきや駄目だとか、い
 るいる厳しいんですよ。
 それで、ここにあるように、熊本市なんかでは、
 事業費から五十万円を控除した額の三分の二、事
 業費が一千万円を超える場合は六百三十三・三万
 円までというようなこの補助の事業を独自に組ん
 でいて、それが三次市だったり府中市だったり府
 中町だったりということであるわけです。
 これ、こうした支援がないと自宅の再建といっ
 ことこれできないというのが現実で、今の、これ
 までの枠組みというのはそれはそれとして、その
 必要があるということ、支援をしようという方向
 でこれ検討いただきたいと思います。これせつ
 かくですから、山本大臣、いかがですか。
 ○国務大臣（山本順三君） 採答をいたします。
 住民の生命、財産を守るということは非常に大
 切でございます。まず、自然斜面などの急傾
 斜地の崩壊等から被害の発生を未然に防ぐための
 事前防災がまず重要であるというふうに思っ
 おります。
 このために、平成三十年七月豪雨を始めとした
 近年の災害の教訓を踏まえて、昨年十二月に防
 災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を

取りまとめたところでございます。
 この中で、砂防関係施設の整備を始めとして百
 六十項目の緊急対策に現在集中的に取り組んでい
 るところでございまして、この三か年緊急対策を
 効果的に実施するために、これまでの国の支援が
 行われていなかかった事業についてもいろいろ対応
 していこう、例えば、分野は違いますが、けれども、
 公立学校のグロクク嶺、これをやり替えようとか、
 あるいはまた老朽化等による農業ハウスについて
 の補強や防風ネット、これも新たにその支援制度
 を新設しようということとで今対応しているところ
 でございます。
 このほか、災害復旧事業の実施に当たりまして
 は、これまでも大規模災害において早期に激甚災
 害の指定見込みの公表を行うなど、適切な制度運
 用にも努めているところでございます。
 今お話しした砂防も含めて、今後とも、その砂防
 事業等についても、自治体等の課題も踏まえつつ、
 国土交通省を始めとする関係省庁と連携をして自
 治体等への支援に適切に取り組んでまいりたいと
 思っているところでございます。
 ○仁比聡平君 これまでの枠を超えた支援がなけ
 れば、被災者が現実には置き去りにされるといっ
 とになります。
 今日もう時間がなくなりましたので、通告して
 いた医療費の免除や介護リフト、あるいは、

仮設住宅の入居期限などのこれ被災者のニーズに
 応じた延長あるいは柔軟な適用というのはどうし
 たって必要だと思えます。強く求めて、質問を終
 わります。
 ありがとうございます。
 ○委員長（石井みどり君） 他に御発言もないよ
 うですから、法務省、国土交通省、警察庁及び裁
 判所の決算についての審査はこの程度といたしま
 す。
 次回は来る五月十三日午後一時から開会するこ
 ととし、本日はこれにて散会いたします。
 午後六時七分散会